

議案第15号

みよし市障害者福祉センター設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年3月3日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、障害福祉サービスの使用料及び利用料金の納付時期等を改正するため必要があるからである。

みよし市障害者福祉センター設置条例の一部を改正する条例

みよし市障害者福祉センター設置条例（平成8年三好町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、利用の日までに」を削る。

第14条第1項中「、利用の日までに」を削り、「障害者福祉サービス」を「障害福祉サービス」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

みよし市障害者福祉センター設置条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第13条 利用者は、次項の規定に基づき算定した使用料を納付しなければならない。</p> <p>2以下 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第5条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合には、利用者は、当該指定管理者に<u>障害福祉サービス</u>の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。この場合において、前条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>2以下 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第13条 利用者は、<u>利用の日までに</u>、次項の規定に基づき算定した使用料を納付しなければならない。</p> <p>2以下 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第5条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合には、利用者は、<u>利用の日までに</u>、当該指定管理者に<u>障害者福祉サービス</u>の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。この場合において、前条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>2以下 略</p>